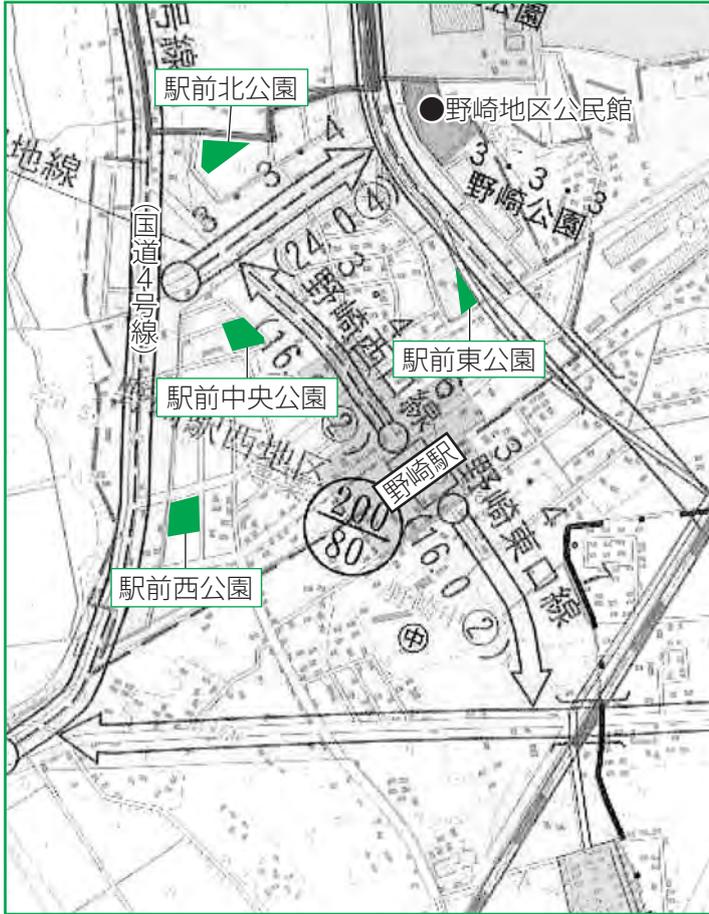


公園の位置および区域



野崎駅西土地区画整理事業地内  
都市計画公園の都市計画(案)の  
縦覧について

市が定める都市計画(案)について、都市計画法第17条第1項の規定により縦覧を行います。

この案について、都市計画法第17条第2項の規定により、市民の皆様および利害関係人などは、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができません。

●対象となる案の都市計画の種類および名称

- 大田原都市計画公園の変更
- ①2・2・4号 駅前西公園

- ②2・2・5号 駅前中央公園
- ③2・2・6号 駅前北公園
- ④2・2・7号 駅前東公園

●公園の位置および区域

左図のとおり

●縦覧および意見書提出期間

1月25日(火)～2月8日(火)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・曜日を除く)

●縦覧場所および意見書提出先

都市計画課都市計画係  
(本庁舎2階)

■問い合わせ

都市計画課都市計画係  
TEL(23) 8711

中央通り地区市街地再開発事業  
の都市計画変更(案)の縦覧  
について

中央通り地区市街地再開発事業の変更に伴い、都市計画法第17条の規定により都市計画変更(案)の縦覧を行います。この案について、都市計画法第17条第2項の規定により、市民の皆様および利害関係人などは、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができません。

●都市計画の種類

市街地再開発事業  
大田原都市計画 中央通り地区市街地再開発事業の変更

●関係する土地の位置および区域



●縦覧および意見書提出期間

1月31日(月)～2月14日(月)  
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

●縦覧場所および意見書提出先

都市計画課都市計画係  
TEL(23) 8711

- 都市計画課都市計画係(本庁舎2階)
- まちづくり推進課事業係(山の手1丁目まちづくり事務所)

■問い合わせ

都市計画課都市計画係  
TEL(23) 8711  
まちづくり推進課事業係  
TEL(23) 1916

都市計画区域マスタープランの  
都市計画の決定の案に関する  
縦覧を行います

●都市計画の種類と名称

大田原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定

●対象となる区域

大田原市の区域の一部

●都市計画の案の縦覧期間および意見書提出期間

2月2日(水)～2月16日(水)  
(土・日・祝日を除く)

※都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間内に知事あてに意見書を提出することができます。意見書は期間内に提出先に到着するようにお願いします。

●縦覧場所・意見書提出先・問い合わせ

栃木県都市計画課地域計画担当  
TEL028(623)2468  
大田原土木事務所企画調査課  
TEL(23)5882  
都市計画課都市計画係  
TEL(23)8711